○○ 自主防災会規約（例）

（名称）
第１条　本会は、○○自主防災会（以下「本会」という。）と称する。
（目的）
第２条　本会は、火災･水害･地震その他災害(以下「災害等」という。)に対する予防や発生時における地域住民の「自分たちの地区は自分たちで守る」と言う、良き慣習を更に発展させ、本会の組織のもとに、危険個所の把握･事前対策、初期消火、避難誘導、救護及び避難所運営等の活動を行い、地域内の安全安心を確保することを目的とする。
（組織）
第３条　本会は、○○の組織をもとに結成し、○○の住民により組織する。
（活動）
第４条　本会は、第２条の目的を達成するために、次の活動を行う。
⑴　地域の安全安心に対する事前活動･対策
⑵　災害等の有事の際の救護･避難活動、連絡
⑶　その他必要事項
（役員）
第５条　本会の活動を推進するため、次の役員を置く。
⑴　防災会長（行政区長）　　　　　　１名
⑵　防災委員（地区役員）　　　　　若干名
２　役員の選任については、地区総会の決定により、地区役員の任期とする。
（役員の職務）
第６条　役員の任務は、次のとおりとする。
⑴　防災会長は、本会を代表して本会の活動を総括する。
⑵　防災委員は、定められた職務を企画し、推進する。
（会議等）
第７条　本会の会議は、役員会及び総会とし、地区の会議を兼ねる。
２　会議は、防災会長が必要に応じ招集し、議長となる。
３　議事は、出席者の多数決を基本に大勢をもって決する。
（会計）
第８条　本会の会計は、○○の会計をもって充てる。

附則　　この規約は、平成　年　月　日から施行する。

平成　　年　　月　　日　(決定)

○○行政区長　　　　　　　㊞